

別表1 「農業・食料関連産業の経済計算」の推計範囲

区 分		対応する令和2年(2020年) 産業連関表・基本分類(行)	品 目 名
農 林 漁 業	農 業	「別表2 「農業の経済計算」の推計範囲」を参照	
	林 業 (特用林産物)	特用林産物(狩猟業を含む。)のうち食用分	きのこ類(しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、まつたけ等)、その他食用特用林産物(山林原野で採取したくり・くるみ・山菜・薬草、野生鳥獣)
	漁 業	海面漁業、海面養殖業のうち食用分、内水面漁業・養殖業のうち食用分	魚類、えび類、かに類、貝類、いか類、海藻類、その他の食用水産動植物類、種苗、養殖魚種の在庫増減
関 係 製 造 業	食 品 製 造 業	「別表3 「食品製造業の経済計算」の推計範囲」を参照	
	資 材 供 給 産 業	製氷、飼料、有機質肥料(別掲を除く。)、その他の繊維工業製品のうち綱・網、化学肥料、農薬、刃物・道具類のうち農業用器具	製氷、飼料(配合飼料、ペット用飼料、単体飼料)、有機質肥料、綱・網(ロープ、漁網等)、化学肥料(窒素質・りん酸質肥料、複合肥料等)、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)、農業用器具(くわ、すき、かま、農業用はさみ等)
関 連 投 資		農業用機械、生活関連産業用機械のうち食品機械・同装置、鋼船のうち漁船、その他の船舶のうち漁船、河川・下水道・その他の公共事業のうち漁港・沿岸漁場整備、農林関係公共事業のうち土地改良	農業用機械(動力耕うん機、農業用トラクタ、噴霧器、田植機、農業用乾燥機、コンバイン、飼料機器、農業用機械の部分品等)、食品機械・同装置(穀物処理機械、製パン・製菓機械、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械、肉製品・水産製品製造機械、食品機械の部分品等)、漁船、漁港・沿岸漁場整備、土地改良
関 連 流 通 業		上記産業の商品(輸入を含む。)の取引に伴う商業マージン(卸売、小売)及び国内貨物運賃(鉄道貨物輸送、道路貨物輸送、沿海・内水面貨物輸送、港湾運送、国内航空貨物輸送、貨物利用運送、倉庫)	
外 食 産 業		飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、その他の飲食店、持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス、給食サービス